

資料	No.
第 154 回 神戸市 環境影響評価審査会	5

**(仮称)神戸市垂水区名谷地区土地区画整理
事業に係る事前配慮書手続及び判定手続に
ついて**

平成 29 年 6 月

神戸市環境局

(仮称) 神戸市垂水区名谷地区土地区画整理事業に係る
事前配慮書手続及び判定手続について

1 事業者

パナホーム株式会社 代表取締役 松下 龍二

2 事業の概要

- (1) 事業を実施しようとする区域：神戸市垂水区名谷町字社谷1204番1 他
- (2) 事業の種類：宅地の造成（第2類事業※）
- (3) 事業の規模：造成面積17.9ha（区域外盛土0.1haを含む）

※第2類事業：全ての条例手続を行う第1類事業に比べ小規模な事業等であり、位置・規模・内容等を勘案し、一部の手続（実施計画書、評価書案、及び評価書の手続）の可否を判定する。

3 手続の実施状況

		事業者	神戸市
事前 配慮書 手続	事前配慮書の提出	平成 28 年 2 月 1 日	
	事前配慮書の縦覧・意見募集		平成 28 年 2 月 4 日～ 3 月 22 日 (45 日間) (縦覧者 4 名、意見書 0 件)
	住民説明会	平成 28 年 2 月 11 日 (1 名) 平成 28 年 2 月 16 日 (5 名)	
	環境影響評価審査会		平成 28 年 3 月 4 日 平成 28 年 3 月 30 日 平成 28 年 4 月 12 日
	市長意見書の送付 (※別添 1 参照)		平成 28 年 4 月 27 日
判定 手続	判定願の提出	平成 28 年 6 月 6 日	
	環境影響評価審査会 専門部会		平成 28 年 6 月 22 日
	判定結果の通知 (※別添 2 参照)		平成 28 年 7 月 1 日

(別添1)

事前配慮書についての市長意見に対する事業者見解（平成28年6月6日付け判定願より抜粋）

	市長意見	事業者見解
1 全 般 的 事 項	<p>1) 事業計画の検討</p> <p>本事業実施区域は、山林等の自然地が大半を占める区域であり、事業の実施に伴い既存の自然生態系の大部分が消失することとなることから、周辺地域の環境のほか、とりわけ本区域に生息・生育している動植物に配慮した計画にする必要がある。</p> <p>このため、計画戸数、残置森林の面積や配置、公園や利便施設の配置等が、自然環境及び生活環境に配慮した計画となっているかどうかを検証し、その検証結果を示す必要がある。</p>	<p>残置森林はできるだけ外周に配置しており、残置森林を確保できない箇所については可能な限り造成緑地として整備する計画としています。公園は誘致距離を考慮するとともに、自然地に接して配置しています。なお、希少な動植物の保全措置として移植する場合には、ビオトープなどの造成も検討します。</p> <p>利便施設は自然緑地や造成緑地に隣接する位置へ配置し、これらの施設から自然環境を感じることができるよう配慮しています。</p>
	<p>(2) 工事による環境影響</p> <p>本事業により実施される工事は、大量の切土・盛土を伴うとともに、事業実施区域周辺が既に宅地化されていることから、工事に伴う大気質、騒音、振動等が既成宅地等に及ぼす影響について、調査・予測・評価を実施する必要がある。</p> <p>特に、学校、病院等の人の健康の保護又は生活環境の保全上の配慮が特に必要な保全対象や事業区域に近接した住宅等に及ぼす影響を把握する必要がある。</p>	<p><u>工事の実施中において、事業実施区域に近接した学校、病院や住宅等を対象として、大気質、騒音及び振動の調査を実施します。</u></p> <p><u>その結果、環境基準値等を上回るおそれがある場合には、作業内容等を再検討し、環境への影響が少なくなるよう配慮します。</u></p> <p>【※自主的調査計画書に記載】</p>
	<p>(3) 地球環境保全への貢献</p> <p>配慮書において、二酸化炭素排出量を抑制するための事前配慮の内容として、自然の光や風の効果的な活用等を挙げているが、これらの具体的内容を提示する必要がある。</p> <p>また、本事業により整備される宅地について、再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、省エネルギー化を図る等、地域特性を考慮したよりよい事業計画を検討する必要がある。</p>	<p>エアコンなど電力に依存するような機械の稼働率を下げるため、太陽光、太陽熱、風といった自然エネルギーをそのまま利活用して、快適な住まいづくりができるような街全体の設計方針を検討します。</p> <p>また、可能な限り石油やガスの使用量削減を図り、二酸化炭素を排出しない暮らしの実現や、再生可能エネルギー導入、省エネルギー導入を促進できるような計画を検討します。</p>

	市長意見	事業者見解
2 個 別 的 事 項	(1) 動物、植物、生態系 ア 調査について 動植物の生息・生育状況を正確に把握するため、既存の文献資料の調査結果も踏まえて、季節ごとの適切な時期に、適切な方法を用いて、周辺地域を含め、現地調査を実施する必要がある。	<u>動植物の生息・生育状況を把握するため、工事の実施前において事業実施区域及び周辺地域において現地調査を実施します</u> 【自主的調査計画書に記載】
	イ 環境保全措置について アに述べた現地調査の実施等により、動植物の生息・生育状況を把握し、周辺環境への影響も含めて改変の影響を明らかにしたうえで、移植等の代償的措置の検討に優先して、希少種をはじめとする様々な動植物の生息・生育空間に及ぼす影響を回避又は低減する措置を検討する必要がある。 やむを得ず希少種等の移植等を実施する場合にあっては、適地となる自然環境の確保又は創出、実施後のモニタリング及び管理方法等について、あらかじめ検討しておく必要がある。	動植物の工事前の調査において希少種等の生息・生育を確認した場合には、影響を回避または低減する措置を検討します。 やむを得ず希少種等の移植等を実施する場合には、当該種の生息・生育に適した環境等を現地調査において確認し、適切な場所に移植等を行うこととします。 また、維持管理については、当初は事業者にて実施しますが、中長期的には自治会または管理会社において実施することとします。 なお、環境保全措置の検討にあたっては、審査会委員に相談し、指導を仰ぎます。
	ウ 緑地の管理について 保全又は造成予定である緑地については、必要な面積を確保するだけでなく、動植物の生息・生育空間等としての機能を長期的に維持できるよう、管理方法についてあらかじめ検討しておく必要がある。	自然緑地または造成緑地については、動植物の生息・生育空間等としての機能を長期的に維持できるよう、管理方法について検討します。 なお、管理方法の検討にあたっては、審査会委員に相談し、指導を仰ぎます。
	(2) 景観 配慮書においては、主要な眺望点や景観資源は存在しないことから、景観に関する調査・予測・評価を実施しないこととしているが、事業の実施に伴い、垂水健康公園からの遠景及び既成宅地からの近景等に、変化が生じるおそれがある。 したがって、事業の実施が景観に及ぼす影響について、適切な地点を選定したうえで、調査・予測・評価を実施する必要がある。	<u>事業の実施が景観に及ぼす影響について把握するため、工事の実施前において垂水健康公園及び既成宅地の2 地点において現地調査を実施するとともに、予測・評価を行います。</u> 【自主的調査計画書に記載】

(別添2)

判定願に対する事業者への通知文（平成28年7月1日付け）（抜粋）

<判定結果>

神戸市環境影響評価等技術指針（平成25年4月改定）に示す、環境影響評価
手続等を必要と判定する場合の基本的な考え方に該当しないため、環境影響評
価手続等を行う必要はない。

なお、次に挙げるすべての事項を、工事着手までの適切な時期に実施するこ
と。

- (1) 判定願において、動物、植物、生態系をはじめとする自主的調査を実施
する旨が記載されているが、この自主的調査を確実に実施すること
- (2) 次の①から③までの各事項について、本市に提出するとともに、神戸市
環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）に報告すること
 - ① 自主的調査の詳細な実施計画（自主的調査の時期、手法、調査地点等）
 - ② 自主的調査の結果、調査結果を踏まえた予測・評価、環境保全措置及
び事後調査の方針
 - ③ 自然エネルギーを利活用した街全体の設計方針及び再生可能エネルギ
ー等の導入を促進する計画に関する検討の結果、検討結果の実施状況を
適切に把握できる事後調査の方針
- (3) (2)の提出・報告時に、審査会の専門的見地からの指摘・助言があった
場合及び本市が指導等を行った場合には、指摘・助言や指導等の内容を踏
まえ、自主的調査の実施計画、環境保全措置等を再検討し、必要に応じた
修正・追加を行うとともに、修正・追加した内容に基づき、自主的調査や
環境保全措置等を実施すること
- (4) 自主的調査の結果、審査会の指摘・助言、本市の指導等を踏まえ、適切
な事後調査計画書を作成すること

環境影響評価手続の流れ 概要

は平成 25 年 10 月 1 日より追加

